

令和7年度第3回上下水道事業運営審議会会議録

日 時 令和7年12月23日(火) 13時30分開会

場 所 流山市上下水道局3階 大会議室

会議内容

- 1 開会
- 2 議題について
(1) 下水道使用料の見直しについて
- 3 その他
- 4 閉会

出席委員 ()市民を代表する者 (*)学識経験者 会長 ○副会長 敬称略
大河原 彰() 荒木 利雄() ○ 笠間 雄三() 鳥羽 洋子()
琉 哲夫() 佐藤 弘泰(*) 伊藤 勝(*) 大久保 忠雄(*)
吉澤 寿二(*)

欠席委員

萩原 晶子() 石井 一宏(*)

出席事務局職員

上下水道事業管理者	矢幡 哲夫	次長兼下水道建設課長	本田 英師
経營業務課長	酒巻 祐司	水道工務課長	新行内 彰夫
経營業務課長補佐	伊藤 佳代子	経營業務課長補佐	伊藤 由香
水道工務課長補佐	神山 直明	水道工務課長補佐	近藤 広隆
下水道建設課長補佐	山口 和久	経營業務課係長	友松 慶彦
経營業務課係長	宮澤 太一	水道工務課係長	林 孝佳
下水道建設課係長	鈴木 正吾	下水道建設課係長	野上 勇人
下水道建設課係長	江口 岳志	経營業務課主任主事	清水 貴浩
経營業務課主事	青山 琉美		

事務局(伊藤補佐)

「令和7年度第3回流山市上下水道事業運営審議会」開会

事務局(伊藤補佐)

本日は、ご多忙の中お集まりいただき誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第3回上下水道事業運営審議会を始めさせていただきます。

会議に先立ち、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただいた資料、

- ・令和7年度審議会開催スケジュール（変更）
- ・第3回流山市上下水道事業運営審議会 次第
- ・資料1 下水道事業会計説明資料
- ・資料2 流山市下水道使用料の改定に向けた使用料改定案について
- ・資料3 使用料金改定（案）説明資料用グラフ

以上となりますが、資料の不足はございませんか。

それでは、以降の会議の進行は、佐藤会長にお願いいたします。

佐藤会長

引き続き会議を進めてまいります。

はじめに、流山市附属機関に関する条例第5条第2項の規定では「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。」とされており、本日は、委員総数11名のうち9名の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。また、流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針に基づき、「審議会等の会議の公開は、会議の傍聴により行うものとする。」と規定されていることから、傍聴を認めております。さらに、会議録等の作成のため、事務局による録音、マイクの使用、写真撮影の許可をしたので申し添えます。

佐藤会長

それでは、これからは、お手元の次第に基づき会議を進めさせていただきます。議題の（1）「下水道使用料の見直しについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（酒巻課長）

経營業務課長の酒巻です。私からは、議題1「下水道使用料見直しについて」を説明いたします。失礼ですが着座にて説明させていただきます。本日は資料が3点ございます。資料1「下水道事業会計について」は、公営企業会計における下水道事業会計の概要資料となります。資料2「流山市下水道使用料の改定に向けた使用料改定案について」は、下水道使用料改定案を示す詳細資料となります。資料3「使用料改定（案）」は、資料2の説明内容をA3の概要とした資料となります。まずは、お手元の資料1、「下水道事業会計について」をご覧ください。

下水道使用料改定案をお話しする前に、下水道事業会計についてご説明をいたします。流山市の上下水道は地方公営企業として運営しており、その会計には地方公営企業法が適用され、事業の会計を「収益的収支」と「資本的

収支」に分けることとされています。下水道事業を例にとると、「収益的収支」では、利用者の皆さんから下水道使用料をいただき、使用料を徴収するのに必要な人件費や手数料など諸々の経費のほか、下水を最終的に処理している千葉県に維持管理負担金を支払うという収益活動を行います。一方、「資本的収支」は、新しい下水管を設置したり、老朽化した下水管を新しいものに取り換えたりする設備投資活動を行います。国の補助金や企業債などを活用しますが、基本的に赤字になってしまいます。地方公営企業の会計は、「収益的収支」で出した黒字（純利益）を「資本的収支」の赤字に補填することで、初めて成り立ちます。「純利益」という表現を使用していますが、設備の新設や更新を行う「資本的収支」の補填に使用するためのお金です。下水道事業では、「資本的収支」の支出として1年間に支払う工事費用や企業債の償還金などを、「収益的収支」に係る費用のほかに手元に持っておかなくてはなりません。流山市の下水道事業は、昭和58年頃から本格的に下水管の設置を行ってきており、今年度、既成市街地の下水道をほぼ概成したところですが、今後は、下水道を使用しながら古い下水管を撤去し、新しい下水管を設置するという、新設時よりも費用が掛かる工事をしていく必要があります。下の図をご覧ください。公営企業会計の収支イメージです。

上半分が収益的収支、下半分が資本的収支を表しています。それぞれ収入と支出に分かれており、収益的収支では収入が支出を上回っており、上回った「純利益」を内部留保資金に加えています。一方、資本的収支では、先ほど説明しましたが企業債や補助金しか収入がないので、常に赤字であり、その不足分に、内部留保資金を充てることで事業を成立させる仕組みになっています。

次に、資料2「流山市下水道使用料の改定に向けた使用料改定案について」をご覧ください。1ページ、「下水道使用料改定理由」ですが、流域下水道維持管理負担金の値上げにより、経費回収率が100%未満となる見込みです。経費回収率は、汚水の処理にかかる費用に対する下水道使用料収入の割合で、基本的に100%を超えている必要があります。流山市の場合、継続的に90%台で推移しています。収支の不足については内部留保資金を充てていますが、令和7年度は資金不足が生じることから、水道事業から借り入れを行うことで対応を行います。下水道使用料の改正を行うことで、経費回収率が100%を超えた部分の純利益を内部留保資金として貯めていくことで、健全な経営を目指す必要があります。

図1のふたつの表をご覧ください。下の表は、先ほど説明した資料1と同じもので、目指すべき健全な企業会計の収支イメージです。上の表は現在の流山市下水道会計を表しており、本来黒字であるべき収益的収支が赤字となっていることから、先ほども触れましたが不足分を内部留保資金や水道事業会計からの借り入れで補填し、事業を成立させています。次に2ページ、「流域下水道維持管理負担金単価の推移」は、図2で示しているとおり、平成25年度以降、流域下水道維持管理負担金単価は、段階的に値上げしており、令和9年度までに江戸川左岸流域が32.7%、手賀沼流域が23.8%まで上昇することが見込まれています。流山市は下水道使用料を平成17年度から引き上げせず、資金が不足する分は企業債借入や一般会計からの繰入金で対応してきました。しかし、令和7年度の流域下水道維持管理負担金の改定により、事業資金が不足し、水道事業会計からの借り入れをせざるを得なくなっていることから、下水道使用料の値上げが急務となっています。

今回の将来シミュレーションにおいては、令和9年度以降の流域下水道維持管理負担金について、令和12年度、令和17年度に再度改定が行われるものとし、その改定率を13.4%としました。改定単価は、過去に県から提示された金額を採用しており、消費者物価上昇率が2.0%となる高成長実現ケースとし、委託料や光熱費などの諸経費についても物価上昇を見込んでいます。

次に3ページ、下水道使用料改定案となります。今回の将来シミュレーションでは、下水道経営戦略の計画最終年度である令和16年度までの下水道の運営に必要な資金について検討を行いました。下水道事業では、現金支出として支払う必要がある費用と、計画的な設備の更新などに必要な経費として、令和16年度までに資金残高20億円を確保することを目標としました。資金残高20億円の内訳といたしまして、現金支出として支払う必要がある費用として、企業債元利償還金及び利子が約10億円、令和16年度にかかる建設投資額の1年分が約10億円の合計で、約20億円としています。図3をご覧ください。こちらの図は、下水道経営戦略の最終年度である令和16年度までの資金残高の推移を表した図となります。折れ線グラフの青色が下水道使用料20%上昇、緑色が下水道使用料23.5%上昇、赤色が下水道使用料25%上昇を表しています。第2回審議会で提示した下水道使用料の20%上昇と、25%上昇で試算した場合、令和16年度の資金残高は20%上昇では13.5億円となり、目標とする20億円からは不足し

ます。25%上昇では約23億円と過大となりました。目標である20億円を確保するためには、23.5%の上昇が必要との結果となりました。

次に4ページ、「現行使用料体系からの変更箇所」となります。現行の下水道使用料では2か月で20m³までを基本使用料の対象としていますが、20m³を超えない世帯では節水をして使用料に反映されないという課題がありました。このことから、下水道使用料の改定により基本使用料の対象となる金額の区分を、水道料金と同様の区分である2か月で10m³までに引き下げ、新しく10m³を超え20m³までの従量使用料の区分を設けることを検討しています。この変更で、節水意識が反映できるよう、基本使用料については改定率を10%の上昇に抑えたうえで、2か月の使用水量が20m³の場合、現行単価の使用料から20%の上昇となるように設定しました。

基本使用料の上昇幅を抑えることで、使用水量が少ないほど使用料改定の影響が小さくなるため、市民の節水意欲が高まることを期待しています。

次に5ページ、下水道使用料改定の条件となります。下水道使用料改定の条件を5つ設定いたしました。条件1、基本使用料は、現行から10%の上昇として、税抜き1,980円としました。条件2、10m³を超え20m³までの区分について、新たに従量使用料を設定しました。条件3、10m³を超え20m³までの従量使用料は、20m³の使用で、現行の基本使用料から20%の値上げ相当となるよう設定しました。条件4、20m³を超える以降の単価は、現況単価をベースに全水量区分で同じ改定率としました。条件5、平均改定率で20%上昇、23.5%上昇、25%上昇の3パターンで検討を行いました。以上の条件から、下水道使用料の基本使用料を税抜き1,980円、10m³を超え20m³までの従量使用料を設定したうえで、平均改定率の算定ケースを3つのパターン作成いたしました。ケース1のパターンでは、平均改定率が20%となるように設定しました。ケース2のパターンでは、平均改定率が23.5%（令和16年度の資金残高20億円）となるように設定しました。ケース3のパターンでは、平均改定率が25%となるように設定しました。

次にA3横書きの「資料3」をご覧ください。下水道使用料改定の条件から、使用料金改定案をまとめた資料となります。「世帯人数別 2か月当たりの使用料金」の表をご覧ください。世帯人数1人から4人の2か月当たりの下水道使用料金一覧となります。下水道使用料は2か月に1回検針を行い、使用料金が確定しますので、こちらの表は実際に皆様がお支払する下水

道使用料のイメージとなります。ケース1は平均改定率20%上昇した場合の使用料金、ケース2は平均改定率23.5%上昇した場合の使用料金、ケース3は平均改定率25%上昇した場合の使用料金としており、括弧書きに記載の数値は税込み金額となります。表の右側に、参考として「世帯人数1人から4人の1か月当たりの使用料金上昇額」を掲載しております。括弧書きに記載の数値は税込み金額となります。

次に「下水道使用料金2か月当たりの基本使用料及び従量使用料の改定案」の表をご覧ください。こちらの表は下水道使用料の料金体系を表しています。ケース1は平均改定率20%上昇した場合の使用料、ケース2は平均改定率23.5%上昇した場合の使用料、ケース3は平均改定率25%上昇した場合の使用料としております。次に「経費回収率」と「資金残高」の表をご覧ください。経費回収率は、3つのケースで、令和9年度の使用料の改定により、経費回収率は100%以上となる見込みです。令和12年度の流域下水道維持管理負担金の改定により、経費回収率は急減しますが、令和16年度までは100%以上を維持できる見込みです。資金残高については、先ほどの説明のとおり、下水道使用料の20%上昇、23.5%上昇、25%上昇で試算した場合、令和16年度の資金残高は20%上昇では13.5億円、23.5%上昇では20億円、25%上昇では23億円が確保されると予測されます。

次に「資料2」の6ページをご覧ください。下水道使用料金の改定案のまとめです。流山市の下水道は令和10年度には下水道の整備が完了し、維持・修繕・改築の段階に入ることから、今後は新規整備による下水道使用者の増加は見込めず、概ね現在の使用者をピークにして減少していくことが想定されています。一方で、施設の老朽化は進んでいくため、適切な維持管理、老朽化対策を行って下水道事業を継続していくための収入を確保する必要があります。また、下水道工事の内容が拡張を中心とする工事から、古くなった管を更新する工事が中心となり、新しい内容の工事設計に対応する必要があります。今回の使用料金の改定にあたっては、令和16年度まで経費回収率100%以上が確保できる案として、改定率を変えた3ケースを提示しております。下水道事業は将来を見据えた計画を行ったうえで管理・運営をおこなっていますが、先日の八潮市の事故の経緯のように、下水道管が地下にあるという性質上、すべてを事前に把握するのは難しいという側面があります。下水道管の調査点検は現時点も進めておりますが、八潮市のよう

に、想定耐用年数を超えていないにもかかわらず老朽化が進行している管も出てきていることから、市でも想定外の改築工事に備えておく必要があります。そのため、平時での下水道事業が健全な運営を行えるという観点だけではなく、想定外の事態にも即時に対応可能な状態を保持することも、市の下水道の健全な経営であると考え、令和16年度までに資金残高20億円を確保できる、資料3で示している平均改定率23.5%上昇のケース2の採用を検討しております。ケース2では、4人世帯で、2か月税込み1,899円(1か月約950円)の上昇となります。

説明は以上となります。

佐藤会長

ただ今、説明が行われました。ご質問のある委員は挙手願います。

(質疑・応答)

荒木委員

基本料金が10m³までに変更となったが、世帯人数1人の15m³の世帯が有利に働くということですか。

事務局(酒巻課長)

1人当たりの平均使用量は1か月7m³、2か月で14m³ほどです。これまでの基本使用料20m³だと節水しても料金に反映されません。タウンミーティングなどで市民からの意見もあり、節水意識に働きかける料金体系としました。

荒木委員

20m³の以下の世帯はどれくらいが対象なのですか。

事務局(酒巻課長)

令和6年度の実績で約12.4%以下の方が20m³未満となっています。

荒木委員

世帯人数ごとの表は今まで提示されていましたか。

事務局(酒巻課長)

世帯人数では提示していません。本資料で世帯人数としたのは、わかりやすい説明となるように作成した資料です。

荒木委員

どの区分の利用者が一番多いのですか。

事務局(酒巻課長)

令和6年度の実績では、(2か月で)30m³~70m³に半数以上が入っています。

荒木委員

事業年報では10m³の区分があるように見えます。従来の料金体系と何が違うのですか。

事務局(酒巻課長)

事業年報は税込み1か月当たりの料金となっています。今回の資料では2か月税抜きで表しております。資料3の真ん中の表の現行を半分にして、税込みにしたのが事業年報の表となっています。

佐藤会長

新しい単価の恩恵を受ける方がどのくらいいるのかという質問ですが、余り多くはないが、単身の方たちが対象になるのではないかという気がしました。

大河原委員 (管きよの)新設が終わって更新の段階になるが、この後、資本的支出は増えますか。

事務局(酒巻課長) 管きよは設置年度で整備量が違うが、できるだけ平準化して更新していく予定です。改定料金はそれを見込んだ形になっています。

大河原委員 企業債の発行はどう見込んでいますか。

事務局(酒巻課長) 企業債の発行は行うが、将来の負担が増えないように借りすぎないように管理していきます。

大河原委員 資金残高20億円とは資料2の図1のどこにあたるのですか。

事務局(酒巻課長) 概ね内部留保資金です。

大河原委員 資料3のグラフでは、令和16年度まで内部留保資金は増え続けているように見えるが、この後も増え続けるのですか。

事務局(酒巻課長) 今後も県の流域下水道維持管理負担金が増え続けることが想定されます。それによっては内部留保資金が横ばい、または減ることも想定されます。

大河原委員 10~20m³の単価が低く節水の意識が高くないのではないですか。もっと基本料金を下げられないですか。

事務局(酒巻課長) 基本料の対象が2か月で10m³なので、1か月5m³、1人世帯でもこれぐらい使います。単身世帯などで使用料金が上がりすぎないように設定しています。

大河原委員 資料3の表が、2か月と1か月が混在しています。統一した方がわかりやすいです。

事務局(酒巻課長) 普段は2か月の使用料金の方が馴染みあるということと、1か月の上り幅を気にする方が多かったことからこのような表現となっています。

琉委員 資金残高のところで、改定率20%、23.5%、25%の3ケースが提示されているが、20%でも問題ないのですか。これでは全部OKな案だと考えてしまいます。

事務局(酒巻課長) 健全な経営体系には改定率23.5%、資金残高20億円が必要という立場です。

琉委員 検討する立場でケース1、2、3が出ているということで、どのケースの場合でもやっていけるから出したのだと考えました。当然20億確保したいならケース2でいいです。ケース3はいらないですね。

事務局(酒巻課長) 前回審議会の検討した内容を無視して資料を作るわけにはいけないので、前回提出した設定値15%、20%、25%の内、15%は除外し、それに23.5%を追加して提示しています。我々としては23.5%を採用した

いと考えております。

琉委員

ケース2で進めるのであれば、その根拠を示して進めていけばいいのではないかと思います。

笠間委員

料金体系で30m³~70m³が最も多いのであれば、大口利用者の改定率を高くした方が節水の意識が高くなるのではないですか。大口利用者は使用料収入の何%くらいいますか。一律に料金改定するのではなく使用量によって料金改定率を変動するという考え方はないのですか。

事務局（酒巻課長）

使用量が少ないところの上昇率を低く抑える案も検討しましたが、できるだけ皆様に公平に負担していただくという基本的な考え方に基づいて現在の案となりました。

笠間委員

収益収支事業の中で流域下水道維持管理負担金の占める割合が大きいので、抑えるためにも節水が必要というのは理解できます。上下水道ともと言えることであり、市で節水を呼びかけることで各個人の意識を高めることに繋がります。非常に大事なことだと思います。

佐藤会長

市民には水道料金と下水道使用料を合わせた請求がきます。合わせた時の金額の上昇幅はいくらになりますか。

事務局（酒巻課長）

下水道使用料は水道使用料の約7割となっています。2か月で約2,000円上がります。水道も含まれると、実感しにくいかもしれません。一緒になると値上げ感が薄れると考えております。

佐藤会長

今回値上げをしたとしても、上水道の料金よりは若干安い設定ですか。

事務局（酒巻課長）

メーターの大きさにもよりますが、上水道の料金は超えないのではないかと考えております。

佐藤会長

通常、節水というと水道料金の方にかかってきそうな気がするが、今回この新しい区分を作るというのが、水道の方の料金体系と下水の新しい料金体系が同じであれば違和感がないですが、そこはいかがですか。

事務局（酒巻課長）

水道は10m³までが基本料金に含まれる使用水量なので、それに合わせた形としています。

笠間委員

流域維持管理負担金単価から県への支払費用はどう算定するのですか。

事務局（酒巻課長）

手賀沼流域と江戸川左岸流域の、処理水量にそれぞれの単価をかけています。流域に支払う金額は単価×処理水量（m³）となっています。処理水量は令和6年度で手賀沼流域と江戸川流域左岸合計で、23,346,791m³です。

佐藤会長

企業債の利率はどれくらいで設定しているのですか。

事務局（酒巻課長） 2.6%で設定しております。現行と変わらない利率で設定しています。今後の状況次第で戦略の見直しを行います。

大河原委員 県の負担金の支払いが必要なのは理解します。物価の上昇2%として、今後も上がる可能性はあります。自然災害への備え、健全な経営を確保することについて市民の理解、協力は必要であるが、2割を超える値上げということであれば、下水道料金は今後10年上げないということで良いでしょうか。例えば携帯電話会社であれば自分で会社を選べるが、上下水道には選択肢がありません。2割を超える改定は大きいです。もっと議論が必要ではないでしょうか。

事務局（管理者） 今回の改定において詳細な金額が算定できていないのは、下水道の更新工事の単価です。新規布設であれば過去の実績から想定できるが、掘り起こして更新は仮設等で余計にお金がかかります。更新を進めて実績を積んで金額の想定をできた時に再度審議に諮りたいと考えています。議会でも値上げ幅が大きいことについて質問が出たが、従来は事後保全だったが、八潮の事故を受けて、今後は予防保全が必要であり、そのために財政にもある程度の余裕が必要であるため、今回の使用料の改定をお願いしているものです。現在も耐用年数の50年を超えても直せていない管路が年々増えている状況です。

佐藤会長 最初にやらなければならないのは、管きよの健全性が把握できる体制の構築です。そのうえで直すべきところを直す。そのためにはお金がかかるため、健全な経営確保のために値上げが必要なことはご理解いただきたい。

大河原委員 資金残高の令和16年度目標の20億円の納得感を得るには、償還金の推移、建設投資の10億の内訳等、その説明が必要ではないでしょうか。

事務局（管理者） 現在の総資産が550億円で、これは50年かけて構築してきたものです。公営企業会計上の耐用年数は50年となるため、50年で更新していくものとして10億円と試算しています。これにこれまで工事してきた分の償還金を追加するとプラス10億円となり、これが20億円の内訳です。ただし、更新の工事は新設より高い費用が掛かると思っております。ストックマネジメントで必要な部分だけ更新するなど、余計な費用が掛からないように管理していく方針です。

大河原委員 前回の会議資料に提示された、県内市町村別の使用料金単価の順位表では流山市は126円と、かなり単価が低いとなっていたが、今日の資料のどれを見ればよいですか。値上げで県内ではどれだけの順位になるのでしょうか。

か。

事務局（酒巻課長） 供給単価の資料は、今日の資料とは対応していません。また、値上げ後の順位は想定しておりません。他市でも千葉県の流域維持管理負担金の改定を受けて、値上げの検討をしています。ある程度出そろったタイミングで、お示しできればと考えております。

佐藤会長 今日改定率を確定するではなく、次回の審議会で確認することによいでしょうか。

事務局（酒巻課長） 次回審議会では、変更後の料金表を諮問として示したいです。その際は、ケース2でお出ししたいと思っております。それに対してご意見を頂き、それについても議論を行いたいと思います。

佐藤会長 以上で、「下水道使用料の見直しについて」を終了いたします。最後に、「その他」について事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局（酒巻課長） 経營業務課より次回審議会の開催案内についてご説明いたします。次回の審議会は令和8年3月19日（木）に開催予定となります。第4回目の審議会では、審議内容は4件となり、「下水道使用料について」の諮問のほか、令和8年度の水道事業会計及び下水道事業会計予算、令和8年度の上下水道事業運営審議会のスケジュール（案）を予定していますのでよろしくお願い致します。

佐藤会長 本日本配された2つの資料について説明ありますか。

事務局（酒巻課長） 1つは上下水道だよりで検針時に市内の各世帯に配布させていただいたものです。冊子の方は令和6年度の上下水道事業年報になります。毎年作成しております上下水道事業の内容をまとめた冊子になります。

事務局（新行内課長） 配水池について説明いたします。容量が10,500m³ありまして、もともと一池あったものを人口増加に伴い、もう1池増設しました。これは当初の水道計画のとおりです。足掛け3年かけて今年の10月に運用開始しました。こちらの完成に伴って市内の人口増加に伴う配水量も十分な貯蓄、災害時の貯蓄にも対応できるようになったと考えております。通常1池だとなかなかメンテナンスが出来ないのですが、出来るようになります。市内に4つ浄水場がありますが、各浄水場全てに2池出来た事になります。健全な運用になった事を報告致します。

佐藤会長 御質問はございませんか。

大河原委員 議事録についてHPで公開されているが確認をしていません。委員の意見が

入っているので、委員の了承も得るべきではないですか。事前にメールで委員の了承を得るようにはできないでしょうか。

佐藤会長

メールなどで見ていただくのがよろしいかと思います。

琉委員

先日、水道の停水が発生したが何か問題が起きたのですか。

事務局（新行内課長）

11月26日、野田市の変電所で瞬間停電が発生しました。配水ポンプが停止してしまい、水が送れない状況になっていました。通常であれば自家用発電装置が稼働してすぐに配水出来るのですが、稼働する前に電気は戻ったが、ポンプが止まってしまったため、手動でポンプ稼働させるのに時間がかかってしまいました。その後配水を再開したところ、赤水が発生してしまいました。流れている水が急に止まったり動いたりすると、管壁に溜まっていた錆がはがれて赤水の原因となります。皆様をお願いしたいのは2、3分流しっぱなしでも赤水止まらなかった場合は、本管が汚れている状況なので、その際には水道を使用しないことを覚えておいてください。

笠間委員

26日は、お風呂の水が濁っていました。翌日も戻っていませんでした。それだけ管が汚れているのですか。

事務局（新行内課長）

鉄管を使っているので、赤さびが出てきます。基本は鉄分です。結構発生する事象なので数分間水を流しっぱなしにするなど、冷静に対応していただきたいです。

以上

佐藤会長

これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

閉 会

（ 終了 15時00分 ）